

「新潟県土地利用計画」(案) に対する県民意見と県の対応

意見の反映状況 I 反映したもの II 一部反映したもの III 既に記述済みのもの
 IV 今後の検討課題とするもの V その他記述を変更しなかったもの

No.	県民意見	県の対応	反映状況
1	<p>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>4 自然環境と歴史的・文化的景観の保全・再生・活用</p> <p>(5)で記載されている歴史的・文化的風土の保存においては、地域およびまちの歴史あるいは成り立ちについての関心が高まることが重要であると考えられます。そのため、例えば、学校教育あるいは社会教育等を通じて、県民が地域の歴史および文化に対する理解を深めることが大切であると考えます。</p> <p>また、都市の良好な景観を維持・形成するためには、どのような景観を維持・形成するのかという全体像を明確にすることが重要と考えられます。したがって、行政、県民および事業者等の多様な主体が参加することにより合意形成を図ることが求められることから、こうしたまちづくりの仕組みを活用することが有効であると考えます。</p>	<p>本計画に掲げる基本構想や必要な措置は、16 ページの「5 多様な主体の参画による県土利用・管理の推進」に記載のとおり、地域住民、企業、NPO、学術研究者など多様な主体が参画し、取組を推進する必要があると考えています。</p> <p>いただいた御意見は、より具体的な施策に通じる内容であるため、計画(案)の修正は行いませんが、県の関係部局及び県内市町村に参考として情報提供させていただきます。</p>	V
2	<p>第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>8 各地域別における必要な措置と原則</p> <p>(2) 農業地域</p> <p>農業地域については、食料の安定供給や農業生産力の向上といった農業の有する役割および重要性に加えて、山々と農地、とりわけ本県の場合は田園地帯とが織りなす自然の風景の美しさという点も考慮に入れてよいのではないかと考えられます。このようなふるさとの風景を守り、次代に伝えていくことの価値についても検討すべきではないかと考えます。</p>	<p>自然景観の保全等が必要であることは、第3の4(5)で「都市の良好なまちなみ景観や里地・里山等の美しい農山漁村景観、緑地・水辺景観の維持・形成を図ります。」と記載していますが、この対象として、御意見の「田園地帯」も含まれます。</p>	III

3	<p>計画全体</p> <p>本計画（案）においては、近年、問題となっている外国人（個人）または外国人による不明朗な土地取引について記載されていないとの印象を受けました。本県においてもそのような事例が存在するのであれば、土地利用に関する課題として検討してもよいように思われます。その場合は、土地取引に対する監視あるいは規制が対応策として考えられます。</p> <p>あるいは、「8 各地域別における必要な措置と原則」中、「(3)森林地域」の「ア森林地域の土地売買の届出を受理」という箇所が、それに該当するのでしょうか。</p>	<p>外国人等による土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適正な利用及び管理については、現在、政府において、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策のテーマの一つとして検討が進められているところです。</p> <p>なお、計画（案）19 ページ「(3)森林地域」のアの記載については、森林の土地を取得した者の国籍にかかわらず、不適切な土地利用が行われることのないよう指導する旨記載しているものです。</p>	V
---	--	--	---